

日本学術会議の推薦に基づく会員の任命を求める会長声明

- 菅義偉内閣総理大臣（以下、「菅首相」という。）は、2020年（令和2年）10月1日に任期が始まる日本学術会議（以下、「会議」という。）の新会員を任命するにあたり、会議が推薦した候補者105名のうち6名の任命を拒否した。その具体的理由は明らかにされていない。
- 会議は、「わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与すること」を使命とし、「わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の発達向上を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」を目的とする（日本学術会議法（以下、「法」という。）前文、2条）。こうした使命、目的を達するため、会議は、「独立して」、「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」等の職務を行う組織として位置づけられており（法3条）、政府から「諮問」を受ける（法4条）にとどまらず、政府の諮問を経ずとも「政府に勧告する」（法5条）権限を有する。
内閣総理大臣との関係は、当該機関の独立性が強く主任大臣との関係が最も薄い場合を指す「所轄」とされる（法1条2項）。
このように、会議は、政府からの強い独立性を持った組織である。
- そして、会議は、こうした職務の一環として、「大都市における地震災害時の安全の確保について」（勧告）、「軍事的安全保障に関する声明」（声明）、「我が国の子どもの成育環境の改善にむけて—成育空間の課題と提言2020—」（提言）や、「地球規模の自然災害の増大に対する安全・安心社会の構築」（国土交通大臣の諮問に対する答申）、「生殖補助医療をめぐる諸問題に関する審議の依頼について」（法務大臣の審議依頼に対する回答）、「電子媒体学術情報の恒久的な蓄積・保存・利用体制の整備・確立（要望）」等、年平均10を超える提言・勧告等の意見表明を発出する、わが国の学術団体を代表して国際科学会議（現・国際学術会議）に加盟しその一員として活動する、G8サミット参加国指導者に対し、サミット各国及び関係国のアカデミーと共同で「共同声明」を取りまとめて提言する、等の活動を行ってきた。
- また、会議は、人事面からも、政府からの強い独立性を有している。会議は210名の会員で組織され、会員は会議の「推薦に基づいて」内閣総理大臣が任命する（法7条2項）。会員の推薦は、会議が「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し」てなされる（法17条）。内閣総理大臣が会議による推薦内容に立ち入って任命の有無を判断することは法の予定するところではない。
- そもそも、学問研究の真髄は真理の探究にあるが、その過程においては、異なる見解を持つ研究者間の真摯な相互批判が必要不可欠である。その際には、時々の社会的価値観や支配的政治思想、さらには時の政府の政治方針を批判的検討の対象とすることもしばしば起こり得る。

しかし、そうした場合に政府が自らに批判的な学問研究に干渉することが可能であるならば、真摯な相互批判による真理探究という科学の営みはおよそなし得るところではなく、「科学の発達向上」等の法の目的もおよそ達し得るところではない。

従って、科学の発達のためには、学問研究の自由の保障が必要不可欠である。

法が、会議に政府からの強い独立性を認めているのも、こうした学問研究の本質的性

質によるものであると考えられる。

- 6 会議の会員の選定方式は、元来、各学術分野の研究者によって構成される学会の選挙による方式が取られてきたが、1983年（昭和58年）の法改正により、現行方式に変更されたものである。

改正にあたっては、会議の独立性確保の必要性という観点から、中曽根康弘首相（当時）が「政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております。」と答弁し（同年5月12日、参議院文教委員会）、丹羽兵助総理府総務長官（当時）が「推薦をしていただいた者は拒否はしない。そのとおりの形だけの任命をしていく」と答弁した（同年11月24日、同院同委員会）上で改正案が可決成立し、併せてなされた附帯決議では、「内閣総理大臣が会員の任命をする際には、日本学術会議側の推薦に基づくという法の趣旨を踏まえて行うこと」とされた（同日、同院同委員会）。

このような改正の経緯も踏まえれば、「推薦に基づいて」という条文の文言は、任命権者の自由裁量による推薦拒否を許すものではないと解釈される。そして、こうした答弁や附帯決議を踏まえて改正がなされた以上、このような解釈は立法者意思となっており、国会審議を経ずに内閣総理大臣がこれに反する運用をすることは許されない。

- 7 以上によれば、このたび会議の推薦した委員を任命拒否したことは、法に違反するものである。

- 8 また、任命を拒否された6名は、それぞれ、過去に、時の政府が推進した共謀罪法や安保法制法に対し、顕著に反対意見を表明した研究者である。今般の任命拒否は、過去のこうした言動を理由として不利益な取扱いがなされたのではないかという強い疑念を生じる。こうした、政府方針に反する意見表明を行った学術研究者は政府によって不利益に取扱われかねないという疑念は、自由な学問研究への圧迫にもなりかねず、将来的にもこれを萎縮させる効果をもたらす。かつまた、今般の任命拒否は具体的理由を明らかにせずになされているため、今後は不利益取扱いの範囲が学術会議会員任命拒否という事態を超えてさらに広がりかねないという疑念を生み、萎縮効果を強めかねないという問題をもはらんでいる。

憲法は、先の大戦に至る社会的政治的過程において、学問研究の自由が圧迫され（代表例として京大滝川事件や天皇機関説事件を挙げることができる。）、これが全体主義の伸長をもたらす一因をなしたとの反省のもと、学問の自由（憲法23条）を定める。自由な学問研究に対し政治的な干渉をしてこれを萎縮させることは、学問の自由を憲法が保障する態度とは相容れないものである。

- 9 よって、当会は、菅首相に対し、6名の任命拒否を撤回し、会議の当初の推薦どおりに任命することを求める。

2020年（令和2年）10月28日

福岡県弁護士会 会長 多川一成